

○茨城県立医療大学付属病院車いす等管理チーム会議要領

(目的)

第1条 この要領は、茨城県立医療大学付属病院医療安全管理委員会（以下「委員会」という。）要綱第9条に基づき設置する車いす等管理チーム会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 診療部長が指名する者
- (2) 看護部長が指名する者
- (3) リハビリテーション部長が指名する理学療法士及び作業療法士
- (4) 病院管理課員

(協議事項)

第3条 会議は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 車いす等の安全管理に関する事項
- (2) 車いす等の適正な使用に関する事項
- (3) 車いす等の購入要求及び優先順位に関する事項
- (4) 車いす等の廃棄に関する事項
- (5) 医療安全管理委員会より要請された事項

(委員長及び副委員長)

第4条 会議には委員長を置き、委員会の委員長が指名する者を充てる。

2 会議には委員のうち互選された副委員長を置き、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員長は会議を招集し、その議長にあたる。

2 会議は定例会として3月ごとに開くことを原則とし、そのほか委員長が必要と認めるときは随時開催することができる。

3 委員長は必要と認めるときは、オブザーバーとして業務委託業者の出席を求めることができる。

(議事録)

第6条 議事録は、委員が作成し、委員長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

(周知)

第7条 会議での審査結果については各部署へ周知をはかる。ただし、審議内容によってはこの限りでない。

(事務)

第8条 会議に関する事務は病院管理課で処理する。

付 則

この要領は、平成23年6月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。